

遺言の利用促進と相続法改正

Promotion of use of wills and amendments to the inheritance law

増田 勝久*
Katsuhisa Matsuda

목 차

- I.はじめに
- II. 遺言利用の促進に関連する改正事項
- III. 改正の意義

概要

1 遺言は、個々の財産の承継者を指定することができることから、合理的な遺産の配分が可能である点、相続人による遺産分割協議が不要である点で、すべての遺産がいったんは共有となる法定相続に比して便利な制度であるが、日本では、遺言の利用が比較的少ない。

2018年の相続法改正では、自筆証書遺言の方式の緩和、自筆証書遺言の保管制度の創設、遺言執行者の権限の明確化、遺留分権の金銭債権化などの方策により、遺言を利用しやすく、かつ実効性のあるものとし、遺言利用の促進を図った。

논문접수일 : 2019. 03. 31.

심사완료일 : 2019. 05. 03.

게재확정일 : 2019. 05. 03.

* 弁護士

2 遺言利用の促進に關連する改正事項

(1) 自筆証書遺言の方式緩和

自筆証書遺言は，旧法によれば全文を自書することが要求されていたが，改正法は，相続財産の目録については，目録のすべてのページに遺言者が署名押印することを条件に，パソコンソフトを用いて作成したり，不動産登記情報や預金通帳の写しを添付することで足り，自書を要しないこととした。

(2) 遺言書の保管制度

日本の各地に所在する法務局に遺言書保管所を設け，遺言書保管官という新設の機関により自筆証書遺言を保管する制度を新設した。

(3) 遺言執行者の権限の明確化

遺言執行者につき，明文で，相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする一般の権利義務を有するものとした。遺贈の履行については，排他的権限を有するものとし，遺産分割方法の指定として特定財産を特定の相続人に相続させる遺言（特定財産承継遺言）の場合には当該特定財産の取得についての対抗要件を受益相続人に取得させる権限を定めた。

(4) 遺留分制度についての改正

(i) 遺留分権の行使により財産の一定割合が遺留分権者に物権的に復帰するとされていた旧法を改め，遺留分権は受遺者等に対し遺留分相当額の金銭の支払いを請求する権利とした。

(ii) 遺留分算定の基礎財産に含まれる相続人への生前贈与の範囲を相続開始まで10年以内の特別受益に限定した。

(iii) 受遺者等が遺留分権利者が承継した債務について弁済等の債務消滅行為を行った場合には，これにより消滅した額について遺留分負担を免れるものとした。

(5) 配偶者保護のための遺言の利用

(i) 婚姻期間20年以上の夫婦の一方が他の一方に居住用不動産を遺贈したときは持戻し免除の意思表示をしたものと推定するものとした。

(ii) 被相続人の配偶者が相続開始時に居住していた建物につき，遺贈により法定の居住権を設定することができるものとした。

3 改正の意義

(1) 改正法は、自筆証書遺言の方式を緩和し、遺言を容易にする一方で、公務所での遺言保管という、かりに遺言者が意思能力を喪失した場合でも遺言書が安全確実に保存される制度を設け、相続人らによる偽造・変造のリスクにも対応した。

(2) 改正法は、遺言執行者の遺言内容を実現するための機関としての地位を明確にすることにより遺言の執行を確実にし、遺留分の金銭債権化により遺言の効力の事実上の制限を外して、目的物が確実に受遺者の手に渡るようにした。

(3) 改正法は、遺言についての制約をできる限り少なくして遺言の自由を広く認めることにより、家産の承継から個人財産の承継へのパラダイムの転換を行った。

主題語： 遺言, 自筆証書遺言, 遺言執行者, 遺留分制度, 配偶者保護

I. はじめに

遺言は、個々の財産の承継者を指定することができることから、合理的な遺産の配分が可能である点、相続人による遺産分割協議が不要である点で、すべての遺産がいったんは共有となる法定相続に比して便利な制度である。

しかしながら、日本では、遺言の利用が比較的少ないといわれている。長期的に見れば増加傾向にはあるが、2016年の死亡者数が1,307,748名であるのに対し、同年の遺言書の検認の件数は17,205件と約1.3%にすぎない。検認の対象とならない公正証書遺言の作成件数も年間10~11万件程度で推移している。したがって、条件が異なるので厳密な算定はできないものの、遺言による相続が行われているのは相続全体の10%以下ではないかと推定される。この傾向には、最近10年間で有意的な変化はない。その原因は単純ではないと思われるが、自筆証書遺言の方式が厳格であること、遺言の有効性についての争いが頻発すること、遺言の執行の確実性に不安があること、遺留分減殺請求が物権の効力を有することにより、必ずしも遺言の目的が達成できないことなど

も一因をなしていると考えられる。

一方で、核家族化の進行により結婚した子が生涯実家へ戻らないケースが増え、親の後継者という意識が希薄化していることなどから、とりわけ不動産について管理も処分もなされないまま放置され、場合によっては相続登記すらなされないために所有者不明となる土地が多数発生していることが、不動産の流通、利用を阻害するとして、社会問題化している。この点からは、遺言による承継は、遺贈等を受けた不動産を管理もしくは処分する責任が明確になる点で、望ましいといえる。

2018年の相続法改正では、自筆証書遺言の方式の緩和、自筆証書遺言の保管制度の創設、遺言執行者の権限の明確化、遺留分権の金銭債権化などの方策により、遺言を作成しやすく、かつ実効性のあるものとし、遺言利用の促進を図った。

II. 遺言利用の促進に関連する改正事項

1. 自筆証書遺言の方式緩和

自筆証書遺言は、旧法によれば全文を自書することが要求されていたが、改正法は、相続財産の目録については自書を要しないこととした（改正民法968条2項。以下、条数のみを示すものは改正民法の条文である）。

これは、多くの不動産を所有する者や、区分所有建物を所有する者が相続財産目録を作成しようとするれば、その目的物を特定するための事項の記載が極めて煩雑であり、高齢者が自書するのは相当に困難であることに配慮し、自書でなくパソコンソフトを用いて作成したり、不動産登記情報や預金通帳の写しを添付することでも足りることとしたものである。

一方で、目録のすべてのページに遺言者が署名押印することを要求することで、遺言者の意思を担保することとしている。同様の趣旨で、加除訂正の場合は、目録以外の部分と同様に、遺言者が当該場所を指示し、変更の旨を付記し

て別に署名押印しなければならない（968条3項）。

2. 遺言書の保管制度

相続法ではないが、同時に立法された新たな法律（「法務局における遺言書の保管等に関する法律」）により、法務局において自筆証書遺言を保管する制度が創設される。

これは、日本の各地に所在する法務局に遺言書保管所を設け、遺言書保管官という新設の機関により自筆証書遺言を保管するものである（遺言書保管法2、3条）。遺言書の効力とは関係せず、必ずしも最終の遺言であることが保障されるものでもないが、少なくとも遺言書の存在は公証されることになり、遺言書の紛失や、第三者による隠匿のリスクは軽減される。

この制度を利用しようとする遺言者は、自ら遺言書保管所に出頭し、受遺者、遺言執行者等の住所氏名を明らかにして、無封の遺言書を交付して保管を求め（遺言書保管法4条）。遺言書は、遺言書保管所の施設内で保管され、画像情報等を記録した情報管理のための保管ファイルが作成される（遺言書保管法7条）。遺言書保管官は、遺言書の有効性に関する審査は行わない。

遺言者が死亡した場合、相続人、受遺者、遺言執行者等法定の利害関係人は、遺言書情報証明書の交付請求、遺言書の閲覧請求をすることができ、交付または閲覧があった場合には、遺言書保管官により、その他の利害関係人に対し、遺言書の保管の事実が通知される（遺言書保管法9条）。これにより相続人、受遺者、遺言執行者等法定の利害関係人には遺言書の保管場所が明らかになり、遺言情報の入手及び遺言書の閲覧が可能になるため、家庭裁判所による遺言書の検認は要しないものとされる（遺言書保管法11条）。

このように公的機関において遺言書が保管される制度が設けられたことにより、遺言者は第三者による改竄や、隠匿のおそれなく、自らの意思が確実に実現できる期待が高まり、遺言利用の促進につながると考えられる。もちろん、遺言者自身による保管後の遺言の撤回や、矛盾する遺言をすることは妨げられない。

3. 遺言執行者の権限の明確化

遺言執行者の権限は，改正前の民法では明確でない部分も多く，遺言の執行にあたり相続人らとのトラブルも少なくなかった。その実体法手続法上の地位にも，争いがあり，判例も一貫したものがなかった。

改正法は，相続人の代理人としていた改正前の1015条の規定を削除し，遺言の内容を実現するため，相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする一般的権利義務を有するものとした(1012条1項)。その上で遺贈の履行については，排他的権限を有するものとした(同条2項)。

遺言執行者が具体的になしうることは遺言で定めることができるが，改正法は，定めがない場合のデフォルト・ルールとして，遺産分割方法の指定として特定財産を特定の相続人に相続させる遺言(特定財産承継遺言)の場合には当該特定財産の取得についての対抗要件を受益相続人に取得させる権限を定めた(1014条2項)。また，その特定財産が預貯金債権の場合には，払戻請求や解約申入れの権限を有するものとした(同条3項)。

遺言執行者は相続人の代理人ではなくなったが，行為の効果は相続人に対し直接に効力を生ずるものとされる(1015条)。効果の帰属については旧法と同様であるが，相続人の利益を図る立場でないことが明確化された。

なお，遺言執行者の執行行為を妨害する行為については，原則として無効であり，善意の第三者には対抗できないものとされた(1013条2項)。ただし，差押債権者との関係では対抗問題となる(同条3項)。

したがって，特定遺贈の履行請求や対抗要件を取得させるための訴訟手続においては，遺言執行者自身が当事者適格を有することとなる。これに対し，従前の裁判例には遺留分減殺請求訴訟についての当事者適格を認めたものがあったが，後に述べる遺留分減殺請求権の金銭債権化に伴い，改正法の下では遺留分関係訴訟についての当事者適格は否定されたと考えられる。

このように，遺言内容を実現する機関としての執行者の地位・権限が明確になったことにより，遺言の確実な執行が担保され，遺言の利用促進につながると考えられる。

4. 遺留分制度についての改正

(1) 金銭債権化

従前は遺留分は、基礎財産の一定割合を構成するものであり、遺留分減殺請求権が行使されると、財産の一定割合が遺留分権者に物権的に復帰するとされていた。改正法はこれを改め、基礎財産の価額の一定割合とし（1042条）、遺留分権者は受遺者等に対し遺留分相当額の金銭の支払いを請求するものとした（1046条）。

これは、遺留分制度の趣旨が家産の維持ではなく、配偶者及び子に対する最低限の保障であることを確認し、より前面に打ち出したものであるが、このように遺留分権が価値権に転換されたことにより、遺言者が遺贈または遺産分割方法の指定により特定の者への承継を意図した物件が、相続人の遺留分により減殺されることなく、確実に受遺者等に承継されることとなる。

(2) 遺留分算定の基礎財産の範囲の変更

遺言の効力と直接に関わるものではないが、改正法は、遺留分算定の基礎財産につき、相続人への生前贈与の範囲を相続開始まで10年以内の特別受益に限定した（1044条3項）。これは、直接的には、相続人でない受遺者が自らのあずかり知らない生前贈与の存在により遺留分権利者から高額の遺留分を請求されることによる不測の損害を防止することが立法趣旨であるが、古い生前贈与を遺留分の算定においても侵害対象としても考慮から除外することは、遺言者のその時点での生活状況・経済状況に沿ったライフスタイルを尊重し、最終の財産状態を前提とした処分としての遺言の実効性を高めることにもなる。

(3) 債務の承継と事業承継

相続財産に含まれる債務については、法定相続分により各相続人に承継される。しかしながら、これでは事業承継の場合に、事業を承継しない相続人に事業負債が一定割合で承継されることになり、債権者にも当該相続人にもリスクが生じる。改正法は、合理的なリスク分配の見地から、債権者に指定相続分の割合で

の債務の承継を承認することを認めるとともに（902条の2）、一般的に、受遺者等が遺留分権利者が承継した債務について弁済等の債務消滅行為を行った場合には、これにより消滅した額について遺留分負担を免れるものとした（1047条3項）。

これにより、遺言による事業承継が相続分の指定と見られる場合には、債権者が一部の相続人の無資力の危険を負うことがなくなり、かつ、相続分の指定と見られる場合に限らず、事業承継者が事業負債の支払いにより遺留分負担を免れることにより、合理的なリスク調整が図られ、ひいては遺言者の合理的意思の実現に資するものといえる。

5. 配偶者保護のための遺言の利用

改正法は、配偶者の居住を確保するための遺言の利用の可能性を広げた。

(1) 持戻し免除の意思表示の推定

遺言により配偶者に居住用不動産を遺贈した場合の持戻し免除の推定規定、遺言による建物居住権の設定を可能とする規定が新設された。

現行法では、配偶者に居住用不動産を遺贈した場合には、持戻しの対象となるため、配偶者の具体的相続分がその限りで減少する。改正法は、婚姻期間20年以上の夫婦の一方が他の一方に居住用不動産を遺贈したときは持戻し免除の意思表示をしたものと推定するものとし（903条4項）、遺言者が反対の意思表示をしない限り、原則として、当該居住用不動産は遺産から除外され、具体的相続分算定の基礎に含まれないものとした。

これは、配偶者が長期間財産形成に寄与したことを認めた遺言者の意思を重視するものであり、法律婚後20年以上であることを要するが、同居期間が20年以上であることは必要でなく、居住用不動産であることは必要であるが、配偶者が現実に居住していることは必要ではない。

なお、遺留分算定の基礎財産（1043条）には算入されるので、持戻し免除自体が遺留分を侵害する可能性はある。

(2) 配偶者居住権

改正法は、被相続人の配偶者が相続開始時に居住していた建物につき、遺贈により法定の居住権を設定することができるものとした（1028条1項2号）。建物所有権同様、婚姻期間が20年以上の場合には、持戻し免除が推定される（1028条3項）。期間は遺言により定めることができ、特に定めがない場合は終身である（1030条）。

配偶者居住権は、被相続人の配偶者が相続開始時に被相続人の単独所有もしくは配偶者と共有の建物に居住していた場合にのみ、設定できる。権利の性質は建物所有者に対する法定債権であり、建物所有者との間の権利義務については使用貸借に類似しているが（1032～1034条）、登記請求権があり（1031条1項）、登記すれば第三者に対抗でき、妨害排除請求権もある（同条2項、605条、605条の4）。

改正前においては、所有者が建物所有権と切り離した居住権のみを設定する方法はなく、建物所有権または持分権を承継させる方法のみが認められていた。配偶者居住権が新設された背景には、建物所有権では価値が高いため、残りの具体的相続分の範囲で流動資産を承継させる余地が少ない、かといって持分権では共有物分割により他の共有者に建物を取得され、居住できなくなるおそれがある、といわれていた。この不都合を是正するための改正ではあるが、遺贈の場合には建物所有権を遺贈しても、持戻し免除を遺言に明記しておけば、遺留分を侵害しない限り他の流動資産を取得できなくなるおそれはなく、あえて配偶者居住権を設定し、遺贈する実益は少ない。

Ⅲ. 改正の意義

1. 遺言者の最終意思の確保

遺言は、自己の財産を処分する最終の意思表示である。その最終の意思を確保するためには、比較的容易になすことができることが必要である一方で、相続

人その他の第三者による偽造・変造を防止する手当が必要である。

改正法は、自筆証書遺言の方式を緩和し、遺言を容易にする一方で、公務所での遺言保管という、かりに遺言者が意思能力を喪失した場合でも遺言書が安全確実に保存される制度を設け、相続人らによる偽造・変造のリスクにも対応したものである。

2. 遺言者の最終意思の実現

遺言が広く普及するには、遺言の効力が広く認められ、確実に実現できるものであることが必要である。

改正法は、遺言執行者の遺言内容を実現するための機関としての地位を明確にすることにより遺言の執行を確実にし、遺留分の金銭債権化により遺言の効力の事実上の制限を外して、目的物が確実に受遺者の手に渡るようにした。

3. 家の財産の承継から個人の財産の承継へ

日本の相続法は、遺言に関しては、1898年制定の当初のものから、大きな変化はなかったといわれている。遺留分については、家族共同体の財産承継を基本とするフランス法を継受しており、物権的効力を有する遺留分減殺という事実上の処分制限が現在まで残っていたといえる。今回の法改正は、遺言についての制約をできる限り少なくして遺言の自由を広く認めることにより、個人のための遺産承継の側面が強まり、家産の承継から個人財産の承継へのパラダイムの転換を含意しているといえよう。遺言により死後の配偶者の生活を保障するためのメニューを新たに設けたことも含め、血族による家族共同体の一員としてではなく、1人で人生を完結する時代にふさわしい法改正であるといえる。

[Abstract]

Promotion of use of wills and amendments to the inheritance law

Katsuhisa Matsuda
Attorney-at-Law

1 A will is a convenient system as compared to inheritance where all properties are once shared.

However, relatively few people use wills in Japan.

The amendments to the inheritance law in 2018 aimed to promote the use of wills.

2 Amendments relating to the promotion of use of wills

(1) Relaxation of the formalities of holographic wills

The amended law does not require the inventory of inherited property to be self-written.

(2) Storing system of wills

Storing system of wills at the Legal Affairs Bureau was newly established.

(3) Clarification of the status of the executor

The amended law clarified the authority of the executor to have the rights and obligations for the administration of inherited property and all other necessary acts in order to realize the will.

(4) Amendments concerning legally reserved portion

(i) The amended law admits only monetary claims as the legally reserved portion.

(ii) Gifts made more than 10 years ago shall be excluded from

calculation of legally reserved portion.

(iii) In the event that the beneficiary of a gift or donee repays or otherwise performs an act to discharge any debt succeeded to by a person entitled to the legally reserved portion, the beneficiary or the donee shall be relieved from the obligation to pay the legally reserved portion with respect to the amount so discharged.

(5) Utilization of wills to protect spouse

(i) Bequests or gifts of residential property between a couple who has been married for 20 years or more shall be presumed as the intent to exclude such property from the value of inherited property.

(ii) A statutory right of residence may be established by a will on the building where the spouse of the testator resided at the time of initiation of inheritance.

3 Significance of the amendments

(1) The amended law facilitates the execution of wills, and sets up a system to address the risk of counterfeiting / alteration by heirs and others.

(2) The amended law ensures the execution of wills by clarifying the position of the executor as the institution for realizing the contents of the intent of the testator, and ensures that the target property passes to the hands of the donees.

(3) The amended law changed the paradigm from succession of family property to succession of personal property by widely accepting freedom of wills with as few restrictions on testaments as possible.

Key words : A will, holographic wills, the executor, legally received portion, to protect spouse